結城信用金庫

信託契約代理業務の取扱店舗の変更について

結城信用金庫では、信金中央金庫の信託契約代理店として、ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金の準備に役立つ「しんきん相続信託」、お子さま・ご家族へ生前贈与をサポートする「しんきん暦年信託」の2商品の媒介業務を行っております。

上記、業務につきましては結城信用金庫全24店舗でお取扱しておりましたが、令和元年12月30日(月)以降は預金特化型店舗である豊里支店、下館南支店、三和南支店でのお取扱を廃止させていただきます。

お客さまにはご迷惑とご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1. 廃止日

令和元年12月30日(月)

2. 廃止店舗

「豊里支店」「下館南支店」「三和南支店」

信託契約代理業務の廃止店舗でお取引いただいているお客様につきましては、 以下の店舗でお取扱いたします。

> 「豊里支店」 ⇒「石下支店」 「下館南支店」⇒「下館支店」 「三和南支店」⇒「三和支店」

> > 【本件についてのお問い合わせ先】 営業統括部 Tm 0296-32-2110